

2019年8月吉日

会員各位

フィットネスクラブレフコ
ゆめモール下関店

消費税法改正に伴う対応について

拝啓 晩夏の候、会員の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は当店をご利用いただき、心よりお礼申し上げます。

さて、このたび消費税法一部が改正され、2019年10月1日より消費税率が現行の8%から10%に引き上げられます。弊社の消費税の取り扱いにつきまして下記の通り対応させていただく運びとなりましたのでお知らせさせていただきます。内容をご確認いただき、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

◎対象時期：2019年10月度分より

【現行】2019年9月度対象分まで・・・税抜価格 + 消費税 8%

【改正後】2019年10月対象分以降・・・税抜価格 + 消費税 10%

◎対象

入会金、登録料、月会費、レンタル用品、レンタルロッカー、利用料、イベント、商品、その他料金にも適用されます。

※2019年10月度分以降の会費については、2019年9月以前にお支払いいただく場合でも消費税10%が適応されます。

※消費税を含む個別の支払い金額につきましてはフロントにてご案内いたします。

以上